

平成 27 年度 第 1 回神奈川県いじめ問題対策連絡協議会（議事録）

日時：平成 27 年 7 月 16 日（木曜日） 14 時 00 分から 16 時 00 分

会場：県立青少年センター

1 開会

2 あいさつ

- ・本年 2 月の中学生に関わる事案を受け、県と県内の各市町村教育委員会では、4 月 17 日の教育長会議において「申し合わせ事項」をとりまとめ、県内の各教育委員会、県立学校へ発信し周知を図った。
- ・本協議会は、本県のいじめ防止対策が効果的に推進できるよう、団体から様々な意見をいただき、取組に反映させながら進めている。

3 座長選出

- ・座長の退任に伴い、西村教育局長を座長に選出する。

4 議題

（1）平成 27 年度いじめ防止対策の推進について

< 1 > 報告

○いじめ問題対策連絡協議会の経緯について

（事務局より）

- ・いじめ問題対策連絡協議会の経緯を説明。
- ・いじめ防止に係る県条例については、現基本方針を着実に推進することが大切であり、現状としては条例化の必要性はないとする。

○県いじめ防止基本方針に位置付けた施策・取扱いの取組について

（事務局より）

- ・県いじめ防止基本方針及び方針に位置付けた施策・取扱いの取組を説明。
- ・現基本方針に具体的な施策や基本的な考え方も盛り込んであり、現時点で施策や考え方に変更はしない。

< 2 > いじめ防止にかかる子どもの主体的な取組事例

○「高校生による SNS 講座」

- ・高校生の SNS 利用法（家族や友人との連絡、情報の収集・発信）
- ・SNS の利点（距離や時間差があっても情報伝達できる。対面しないでも相談できる）
- ・効果（人との新しいつながりができ、つながりをより深いものにできる。）

- ・先生に伝えたいこと（先生が SNS の概要や用語を知らないために内容が伝わらず相談できない。SNS でも相談しアドバイスがもらえる環境になればよい。）

(質疑応答)

Q 性的な欲求やお金に関する欲求などをもっている人が利用する可能性がある。そういう人とつながる危険性を感じる。改善するにはどうすればよいか。

A 学校で、講演会や携帯電話教室を行っているがなかなか親近感をもてない。自分たちの親近感もてるような内容になると意識が高まる。

Q 悪口、書き込みに対してどういう対応をしたか。

A 自分の場合は、保健室の先生が一番話しやすい存在だった。保健室に行き、実際にあったことを話して解決していた。

○「いじめ予防授業」(横浜弁護士会)

- ・いじめを未然に防ぐため、弁護士がいじめを予防するための授業を行う。
- ・弁護士の仕事、人権を守るという立場や価値観を紹介し、いじめを人権侵害と捉え、被害者の立場から考える授業内容。

○「高校生と一緒に社会のルールを学ぼう～高校生による非行防止教室～」

- ・警察本部と県教育委員会の共催。高校生が講師となり、小・中学生と一緒に社会ルールやきまりを学び、大切さを気づかせていく。社会規範やコミュニケーション能力の向上が目的。

< 3 > いじめについての各機関・団体の取組状況について

(委員からの意見)

- ・各学校がどう対応していくかが問題。まずは、校長が意識をもつことが大事。

(2) いじめ防止対策に係る各機関・団体の連携に推進について

○子どもが相談しやすい環境づくりに向けて

(事務局より)

- ・「申し合わせ事項」の内容を説明
- ・子どもの SOS を見逃さないことの大切さをふまえ、「子どもが相談しやすい環境づくり」をテーマに設定する。

(情報提供)

○ユーステレフォンコーナー (県警少年育成課)

○人権相談 (横浜地方法務局)

○子ども達や若者からの相談 (青少年サポート課長)

○弁護士による子どもお悩みダイヤル (横浜弁護士会)

(委員からの意見)

- ・学校では、いじめ防止等を推進する組織などをつくっているが、日常的に十分機能

しているかが課題である。今回の事例を含めて課題意識としてとらえていく必要がある。

- ・相談しやすい人間関係をつくっていくことが大切である。
- ・いじめの報告件数が増えているのは、担任が抱えないでいじめを報告しているから。学校でも児童理解は深まっており、職員間での情報共有を行っている。
- ・相談窓口でも丁寧な対応を行っているが、子どもとしては学校の中に相談しやすい先生がいることも必要である。
- ・悪い出来事の情報学校からほとんど出てこない。人命が第一と考え、「学校・家庭・地域」が連携していくことが大切。
- ・調査で、処罰を前提に悪者を探すやり方では隠蔽につながる。起きたことをプラスに考え、問題を十分調査した上で、再発の予防法をつくっていくことも必要。
- ・事件が起こる背景は様々に重なり合っている。深く追及するといろいろなところ根がある。一面だけ切っていると見えないところもある。
- ・悩みを抱え込んで、先生自身が相談できない部分もある。地域の様々な役割を担った方と連携し、日常的につながり丁寧に取り組む。
- ・些細なことが子どものダメージになり、普段子どもと接している先生の力は大きい。先生が、学習指導や生徒指導に注げられる環境を工夫し配慮することが大切。
- ・「いじめられている」と相談するのは、自分で自らいじめられていることを認めることで非常に難しい。周りの人がちょっとした変化に気づき、何気なくフォローするような全体のレベルアップが一番必要である。
- ・子どもたちの健全育成に向け優れた組織がたくさんある。学校も多くの職員が関わり話し合う関係をつくっていくとよい。また、学校がいろいろな情報が得られることや、理解をいただく機会と捉える。

[まとめ]

- ・多くの窓口や専門の知識をもつ相談員の設置は非常に重要である。また、学校の先生など気軽に相談できるような場も大事である。
- ・個人情報の扱いは、システムや協定などで乗り越えていかなければならない。
- ・「神奈川県いじめ防止基本方針に位置付けた施策・取扱い」の取組について、確実に実施しているかを、県立学校や市町村の協力のもとで改めて確認する場面をつくっていくことが必要である。この件については、次の連絡協議会の中で情報提供をしていきたい。

5 その他

- ・今後の予定等